

せたがやノーマライゼーションプラン一部見直し・
第5期世田谷区障害福祉計画（素案）への区民意見と区の方針（案）

- 1 意見募集期間 平成29年9月12日（火）～10月3日（火）
- 2 意見提出人数 71名
【内訳】ハガキ（49）、封書（1）、ファクシミリ（1）、持参（1）、
電子メール（11）、シンポジウム「意見票」（9）
- 3 合計意見数 116件
- 4 区民意見概要及び区の方針
（1）計画全体に関すること（21件）

	意見の概要	意見に対する区の方針
1	計画した内容について、成果を記録し報告してほしい。	計画の進行管理にあたっては、計画（Plan）実行（Do）評価（Check）見直し（Action）を繰り返していく「PDCA サイクル」に基づき、年1回以上実績を把握します。自立支援協議会などのご意見も参考に、障害者施策推進協議会における評価・検証を行います。
2	計画策定シンポジウムの内容を今後の施策に反映してほしい。	区は、計画策定シンポジウム、障害者（児）実態調査や区民インタビュー等でご意見をいただき、計画に反映させてまいりました。策定した計画に基づき、施策を推進してまいります。
3	行政と、区民と、事業所が協働して、地域のサービスを充実させてほしい。	区は、障害者の生活基盤となる「住まい」の確保や、「福祉サービス」「生活支援」「予防・健康づくり」「医療」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進します。あわせて「社会参加」の支援を行います。これらを提供する事業所や区民を有機的に繋げる為に、相談支援事業所等をはじめとするネットワークの強化や各エリア自立支援協議会での検討など参加と協働により地域サービスの充実に取り組んでまいります。
4	地域で子ども、高齢者、障害者などが共に暮らせる仕組みを、年次目標を持ち、早急に整えてほしい。	区は、平成26年3月に世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定し、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等、広く捉えて推進するとしました。それぞれの施策については、総合計画を受けて策定した、本計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等各分野別計画により、具体化を図ってまいります。

5	世田谷版ネウボラの現場でも障害の早期発見、早期対応(支援)が、共生社会の実現につながるよう、支援の方針を定めてほしい。	区は、平成 28 年 7 月より「世田谷版ネウボラ」を開始し、子育て家庭に対する妊娠期からの切れ目のない支援に取り組んでいます。医療や地域の子育て支援と連携し、就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるネットワークの形成を目指し、適切な支援を継続して行うことで地域の中で孤立しない育児ができるよう、関係機関が連携して施策を推進してまいります。
6	「切れ目のない一貫した支援」利用しやすい一体的な支援」の提供において、現在の問題点はどこにあるのか。	障害児が成長に応じ、適切な支援を途切れることなく受けられるよう、就学、進学、就労時などライフステージに応じた支援の引継ぎを行うことが重要であると認識しており、引き続き保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による連携に努めてまいります。また、平成 32 年(2020 年)4 月以降早期の児童相談所開設を目指しており、児童相談所設置に伴い、児童や保護者が利用しやすい障害児支援の体制づくりを進めてまいります。
7	高齢者と障害者を併せ持つ家庭には、各部局が一体化した施策や組織でサービスを提供してほしい。	「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」において、世田谷区の地域包括ケアシステムは高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等、対象を広く捉えて推進することとしており、担当所管が縦割りとならないよう連携し、一体となって支援に取り組んでまいります。
8	高齢である障害者への支援を一元化してほしい。	65 歳以上の方は介護保険が優先となりますが、障害福祉サービスの利用もできる場合があります。まずはケアマネジャーにご相談いただければと思います。
9	65 歳以降も介護保険サービスだけでなく、障害者にとって必要なサービスが受けられるようにしてほしい。(3 件)	65 歳以降は介護保険サービスが優先となりますが、障害固有の理由により引き続き利用できる障害福祉サービスもあります。
10	精神障害者も障害者施策の対象に含めるべきだ。	区や都の制度による障害者サービスについては、障害種別を限定するサービスもありますが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、障害の種別ではなく「障害支援区分」に基づき支援内容等を決定しており、精神障害者も対象となっております。
11	精神障害者への支援には、宗教(神社、寺、教会等)も活用すべきだ。	憲法の規定により、区は宗教を前提とした行政活動を行うことはできません。事業の場として神社、お寺、教会等を活用する場合も、個々のケースに対し慎重に対応してまいりたいと考えております。

12	障害福祉サービスの利用者には、相応の負担を求めるべきだ。	障害者総合支援法をはじめとする法定のサービスにおいては、所得に応じて自己負担額が設定されています。また、区や都の制度により実施する障害者を対象とした制度やサービスについても内容や状況に応じて、自己負担をお願いしているものがあります。
13	ノーマライゼーションプランという英語をカタカナで表記することをやめて、日本語を大切にしてほしい。(3件)	「ノーマライゼーション」とは、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい方が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿である、という考え方です。区は、平成7年6月に障害者基本法に基づく障害者計画として「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、今回もその計画名を継承しております。
14	障害者権利条約の主旨を踏まえて、「せたがやノーマライゼーションプラン」という名称を、「インクルーシブプラン」に変えてはどうか。	せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)は、平成27年度(2015年度)からの6年間の計画であり、今回は一部見直しを実施しているところです。いただいたご意見につきましては、今後の計画策定の参考にさせていただきます。
15	計画の内容に賛同する。(2件)	ご意見ありがとうございます。
16	世田谷区の福祉施策を評価する。	

(2) ノーマライゼーションプランに関すること(48件)

中項目1 生活支援(せいかつ)(2件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	ひまわり荘について、内部でのスリッパ履きは災害時に不安である。また、イベントへの参加勧奨や、売店の運営内容などについて改善してほしい。	ひまわり荘は色々な障害特性のある方がご利用される施設ですので、安全に過ごしていただけるよう、今後も柔軟に対応してまいります。運営面については、利用者の方々のご意見も参考にしながら、よりよい運営に努めてまいります。
2	ヘルパーによる支援が十分受けられるようにしてほしい。	障害者が在宅で生活するためには居宅介護サービスの利用が重要であり、今後も介護事業者の拡充に努めてまいります。

中項目2 保健・医療(けんこう)(4件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	区内にリハビリ施設を作してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施設整備の参考とさせていただきます。

2	総合福祉センターにおけるリハビリテーション事業（個別グループ）を、梅ヶ丘拠点障害者施設の民間施設棟への移行後も存続、拡充してほしい。	梅ヶ丘拠点整備に伴い区立総合福祉センターには、その機能や業務を整理し、平成30年度末に廃止し、その機能を民間施設棟及び保健センターに移行することとしています。 現行のサービス水準の低下を招かないよう移行を進めてまいります。
3	障害者が健康診断を受けやすいように、区内すべての障害者施設に案内を出したり、区独自に費用の補助をしてほしい。	必要に応じて健康づくり課からの案内等も施設にも情報提供してまいります。また、施設においても利用者の健康診断を実施しているところです。
4	区内に身体障害や知的障害に対応する専門性の高い医療機関を設置し、そこを中心とした訪問・通所等サービスを実現してほしい。	病床は、都の医療計画で医療構想区域ごとに機能区分に分けて定められており、地域医療構想に示された病床数の範囲内で整備されます。区は、多職種が参加する医療連携推進協議会で医療と介護の連携推進に向けた検討を進めてまいります。

中項目3 生活環境（まちとすまい）(10件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	コミュニティバスなど交通手段の確保に力を入れてほしい。	新しいバス路線を導入するには、事業採算性や道路幅員の確保に加え、交通の安全や沿道住民の理解などが必要となります。バス事業者への働きかけなどによりコミュニティバスの導入を進めており、今後も南北公共交通の強化、公共交通不便地域対策の取組みとして、バス事業者等と協議してまいります。
2	難病認定患者以外に、身体障害者にもタクシー券を支給してほしい。	身体障害者手帳「下肢・体幹・内部・平衡・脳性まひによる運動機能障害1～3級、視覚1、2級」の方は、支給の対象になります。
3	区役所から梅丘に向かう歩道の点字ブロックに、生垣のトゲのある木がはみ出している場所があり危険である。きちんと管理してほしい。	現地を確認し、通行に支障となる樹木については、所有者に剪定を依頼するなど、適切に対応いたします。
4	道路を平坦に整備してほしい。特に三軒茶屋交差点は路面の凹凸がひどい。	区は、平坦で歩きやすい環境整備という点も踏まえ、区道の舗装の維持管理を行っております。ご指摘の箇所は、国または東京都が管理する道路になりますので、ご意見は道路管理者に伝えてまいります。
5	尾山台駅～等々力駅間の東急大井町線側道にある雨水側溝を地下にし、コンクリート蓋を撤去してほしい。	将来的な水路の大規模改修や公共下水道（雨水）の整備等の際に、地下への埋設を検討いたします。

6	放置自転車の撤去は区が直営で迅速に行い、金属資源として区の歳入にしてほしい。	放置自転車の撤去は、事業の効率化及び区民サービスの向上を目的として、民間事業者へ委託しております。また、撤去した自転車のうち引き取りのなかったものは事業者へ売却し、区の歳入としております。
7	精神障害者が入居できる民間の不動産物件が紹介してもらえない。	区は、高齢者、障害者、子育て世帯等の民間住宅の入居支援策について、住まいサポートセンターにおいて「お部屋探しサポート」や「保証会社紹介制度」等を実施しております。本年3月に設置した「居住支援協議会」での活動も含めて、引き続き施策に取り組んでまいります。
8	障害者の入所施設で、夜間の同性介助を進めてほしい。	平成31年(2020年)開設の梅ヶ丘の障害者入所施設では、人員配置について区から運営事業者に対応を促してまいります。
9	障害者の入所施設を、遠方ではなく多摩地区や関東近県などに整備できないか。	障害者の地域生活への移行を推進するため、平成31年(2020年)に梅ヶ丘拠点施設を開設し、地域生活支援型の施設を整備してまいります。
10	梅ヶ丘拠点の障害者施設は、現在都内で同じ法人が運営する施設以上の内容となるのか。	平成31年(2020年)4月開設の梅ヶ丘拠点の障害者施設は、同法人が他区で行っている施設入所支援、短期入所以外にも児童発達支援等の事業を実施いたします。

中項目4 雇用・就労、経済的自立の支援(はたらき)(4件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	障害者年金の支給基準を緩和するべきだ。	日本年金機構が障害基礎年金の認定事務を行っており、区は、受付等の法定事務のみを取り扱っています。現在、厚生労働省で各障害の認定基準の見直しを行っていると聞いております。
2	精神障害者にも「マル障」(心身障害者医療費助成制度)を適用してほしい。	精神障害者を東京都心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象とすることに関する請願が平成29年の都議会第一回定例会にて採択されたことを受け、東京都において対応を検討しているところです。
3	精神障害者の心身障害者福祉手当支給対象を拡大してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	障害者が自立できる賃金が支給できる仕事を作ろうとしている民間の取組みを支援してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

中項目5 教育、文化・芸術活動、スポーツ等(そだち・まなび)(16件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	幼稚園や保育園に補助員などを設置し、障害児を地域で受け入れて欲しい。	幼稚園や保育園は、異年齢の多くの乳幼児が限られた空間の中で長時間にわたり集団で生活し、保護者と各園とが子どもたちにできることをお互いに話し合いながら、子どもたちの健やかな育ちを共に支援する施設です。いずれの施設もノーマライゼーションの理念に基づき、配慮が必要な子どもの受け入れを行っています。幼稚園・保育園での支援体制を充実させ、障害の有無に関わらず、子どもが幼稚園・保育園を利用できるよう必要な支援を行ってまいります。
2	就学後も区内で、専門的な療育を継続して受けられるようにしてほしい。(2件)	いただいたご意見につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。
3	どの学校においても障害の有無に関わらず十分な教育が受けられるように対応してほしい。	管理職を含めて、それぞれの職層研修や校内研修により障害者理解を進めております。全ての教員が個々のニーズに応じた教育を行えるように努めてまいります。
4	障害のある子ども地域の通常学級で共に学べるよう、福祉と教育が連携してほしい。	
5	子どもが小さいときから一緒に学ぶ環境をつくり、公立小学校でのインクルーシブ教育を推進してほしい。	各学校では、計画的に通常の学級と特別支援学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を進めています。また、様々な機会を捉えて共に学ぶ場を設定してまいります。
6	学校包括支援員について、支援方法や支援の質を向上させてほしい。	通常の学級における配慮を要する児童・生徒等に対する学習支援及び教室間の移動補助等を行うため、各学校に学校包括支援員1名を配置しています。学校包括支援員に対する研修内容は、学習支援や水泳、校外学習等の際の留意点とともに、様々な障害特性を理解した上で支援が行えるよう、今後も取り組んでまいります。
7	医療的ケアが必要な児童生徒が普通学級への就学を希望する際、保護者の付き添いを不要にしてほしい。	区立学校(園)に在籍する医療的ケア児の支援については、平成30年度(2018年度)を開始時期とする第2期特別支援教育推進計画にも位置づけ、保健・医療・福祉と連携し、支援の充実に向け取り組めます。

8	「すまいるルーム」を利用する児童全員が、タブレット端末を使用できるようにしてほしい。	特別支援学級等で使用するタブレット型情報端末については、国の動向やモデル事業の実施で得られた成果・課題などを踏まえ台数を検討いたします。また、タブレット型情報端末等を用いた指導方法の充実に向けた取組みを進めてまいります。
9	奥沢中学校に特別支援学級を設置してほしい。	特別支援学級につきましては、特別支援教育が必要な児童・生徒の状況や地域的なバランス、現在設置している特別支援学級の状況などを考慮しつつ、今後とも計画的な整備に取り組んでまいります。
10	学校卒業後の余暇活動を推進し、場所の確保や費用面での支援をしてほしい。	いただいたご意見を踏まえ、場所の確保や補助のあり方についても検討してまいります。
11	光明学園（都立特別支援学校）は特別支援教員等の研修・養成のための施設になってほしい。また、他区市の活動を参考にしたり、区との人事交流なども行い、障害児やその家族を援助してほしい。	いただいたご意見について、機会をとらえて学園にお伝えいたします。
12	青年・成人期における余暇活動等への支援の充実や居場所づくりについて進めるにあたり、障害者や支援者の意見を聞いて、具体化してほしい。	事業を進めるにあたっては、障害者やその支援者のご意見をお伺いしながら、検討してまいります。
13	障害者施設が大会や催事に参加したり、地域や商店街の方々と外食して交流する為の補助をしてほしい。	日々の給食費の利用者負担の軽減に対する補助はありますが、外食に対する補助は難しいものと考えております。
14	中学生年代の女子についても、障害者スポーツに取り組める環境を整備してほしい。	障害のある小・中学生がスポーツに取り組むためには、身近な地域で継続的にスポーツができるよう環境整備することが重要であると考えております。 区はスポーツをする機会の充実を図るため、世田谷区スポーツ振興財団と連携し、運動教室等を引き続き実施するとともに、小・中学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブ等の関係団体と連携を強化し、障害の有無や性別を問わず取り組めるスポーツ環境の整備に努めてまいります。
15	車いすバスケをはじめ、障害者スポーツの推進を国・都・他区市などと協力して進めてほしい。	障害のある人もない人も誰もが豊かに暮らせる「共生社会」の実現に向けて、スポーツ・レクリエーション活動を通じた取組みは大きなきっ

	<p>かけになります。</p> <p>区は、日本体育大学と連携して、平成 27 年度から「障害のある人となない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション交流事業」を実施しています。この事業は障害者のスポーツ活動を支える人材の育成を目的とした講習会と障害のある方となない方が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流する体験会を年 2 回実施しています。今後も実施していくとともに、取組みをより充実させるため、国や都等の関係機関等と連携を強化し、さらなる障害者スポーツの推進に向け、取り組んでまいります。</p>
--	---

中項目 6 情報アクセシビリティ(つながり)(1件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	区報を読んでいない人が多いようなので、登録制のメールマガジンなどで情報提供してはどうか。	区は、イベントや区政に関する情報をお知らせするメールマガジンのほか、「災害・防犯情報」や「ひとり親家庭支援情報」「発達障害に関する情報」など情報を特化したメールマガジンを配信しています。今後も広報紙やホームページなどに加え、様々な媒体による広報に努めます。

中項目 7 行政サービス等における配慮(さんか)(1件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	市民、事業者、職員などを対象に、地域福祉に必要なコミュニケーションの基本的な考え方や技術が習得できる研修に取り組んでほしい。	区は、区民、事業者、職員等を対象に福祉に関するさまざまな研修等に取り組んでおります。いただいたご意見は、今後の研修内容の検討にあたり参考とさせていただきます。

中項目 8 安全・安心(あんしん)(9件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	重度障害者(知的、発達)の支援にも対応できる相談支援事業所を充実させてほしい。	区は、必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等の技術の習得などを目的に、「相談支援従事者初任者研修」のほか、「医療的ケアが必要な児童が地域で暮らすために必要な支援」や、「地域移行及び地域定着支援」など、毎年テーマを設定し相談支援従事者の資質の向上を図っています。重度障害者支援にも対応できる相談支援事業所についても、従事者への研修内容について検討してまいります。

2	精神障害や発達障害、ひきこもりに対する地域の相談支援体制を充実させてほしい。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における相談支援体制の強化、コミュニケーション技術の向上は重要な取り組みです。職員や事業者の意識啓発や技術の向上に向けた研修の充実に取り組んでまいります。
3	高齢の障害者だけでなく、障害児も、地域障害者相談支援センターで支援してほしい。	地域障害者相談支援センターでは、地域で生活していくための日常生活に関わる相談や必要な情報の提供、助言をしています。障害児も含めて、年齢や障害種別に関係なく、ご本人やご家族からの相談をお受けしています。
4	「相談支援の質の向上」の具体的な内容は何か。	区は、必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援等の技術の習得や相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的に初任者研修を実施しています。この他、地域定着支援や医療的ケアを必要とされる方への知識やノウハウを得るためのテーマ別研修を実施しており、今後も継続してまいります。
5	福祉人材育成・研修センターにおいて、慢性的な福祉職看護職の人材不足の抜本的な解決に取り組むよう、計画に盛り込んでほしい。	福祉人材育成・研修センターでは、現在でもハローワークと協力した合同就職相談会をはじめとする人材確保策に取り組んでおりますが、育成・確保・定着支援の充実に向け、今後もさらなる検討や取り組みを進めてまいります。
6	地域障害者相談支援センターが高齢障害者や障害児にも対応できるよう、機能を整備し人員を配置するべきだ。	障害者の支援については、あんしんすこやかセンターへの引継ぎも含め、地域障害者相談支援センターが中心となり、包括的・継続的ケアマネジメントの実施に繋がっています。
7	地域障害者相談支援センターについて、必要な方は他地区の障害者相談支援センターを利用できるようにするなど、柔軟に対応してほしい。	地域障害者相談支援センターは、各地域1カ所で配置しておりますが、地域外の方でも相談があった場合は、お受けしています。ただし、相談者の方のご相談が福祉サービスや地域資源を必要とする内容の場合は、相談者からご了解を得た上で、管轄の地域障害者相談支援センターに引き継がせていただきます。 その他、定期的に地域障害者相談支援センターや相談事業者との連絡会を開催し、知識やノウハウの共有を図っています。
8	福祉避難所について、場所を周知してほしい。	現在、災害時区民行動マニュアル（マップ版）や防災アプリ内の防災マップ等にお示ししておりますが、引き続き様々な媒体の活用による福祉避難所に関する情報提供に努めてまいります。
9	障害者へのボランティア活動がもっと盛んになるように支援してほしい。	社会福祉協議会やボランティア協会では、中間支援機関として、支援を必要とする方とボランティア活動をしたい方のニーズのマッチングと

		ともに、地域人材の育成に取り組んでいます。ボランティア活動が、地域の文化として定着していきよう今後も努めてまいります。
--	--	---

中項目 9 差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）（1件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	薬局で薬をもらう時、名前や薬名を周囲の人に聞こえるように言わないでほしい。	様々な場面でプライバシーを守るための配慮が進むよう、今後も医療機関に周知してまいります。

（3）障害福祉計画に関すること（34件）

重点取組み 1 障害理解の促進と障害者差別の解消について（10件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	障害理解の場をもっと増やすべきだ。	障害者団体等とも協力し、学校における出前授業等、障害理解の促進に取り組んでまいります。また、商店街等における障害理解促進にむけた具体的な取組みも進めてまいります。
2	幼い頃からの障害理解を促進するような環境を整備してほしい。（2件）	障害理解のために、障害のある子どもとない子どもが互いに理解する機会が重要であると考えております。障害者記念週間のイベントに、子どもも楽しめる企画を盛り込むなど、区は障害理解の促進に努めております。今後もより多くの方が福祉に理解を示す社会の実現を目指してまいります。
3	支援される障害者も、支援者への思いやりを持てるような働きかけができないか。	障害支援専門員研修等、支援者となる方々を対象とした研修では、コミュニケーションの技術や、対話や理解の重要性にも触れております。障害当事者と支援者の良好なコミュニケーションの確立に向け、今後も取組みを継続してまいります。
4	学校教育において、障害理解を推進してほしい。（2件）	各学校において、人権教育やオリンピック・パラリンピック教育を通して障害者理解を進めているところです。引き続き、児童・生徒の障害者等の理解促進に努めてまいります。
5	共生社会の実現に向けて、教育現場でも取組みを進めてほしい。	各学校では、計画的に通常の学級と特別支援学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を進めています。また、様々な機会を捉えて共に学ぶ場を設定してまいります。
6	教員に対して、障害理解の研修への積極的な参加を奨励してほしい。	区が行う研修においても特別支援教育に関する講座を実施しています。多くの教員が研修に参加し、障害に対する理解を深め、日々の授業に生かしていけるように努めてまいります。

7	自立支援協議会の「虐待防止差別解消権利擁護部会」が障害者差別解消支援地域協議会として活動しているが、各部会等からも関わる形にし、全体の報告の場は、別途設定してほしい。	区においては、「世田谷区自立支援協議会」を障害者差別解消法上の「障害者差別解消支援地域協議会」と位置づけ、情報提供・意見交換を行うと共に、部会において具体的な質疑応答など含めて取り組んでおります。今後、会議の体制や内容等について、更なる充実に向けて検討を進めてまいります。
8	奥沢あんしんすこやかセンターの移転後も、障害者施設、地元の婦人会や活動団体等で運営している「喫茶さぎ草」の活動を続けられるようにしてほしい。	喫茶さぎ草は、現奥沢あんしんすこやかセンターを運営する法人が管理運営しており、今後も現在の場所で喫茶「さぎ草」の運営を継続する意向と聞いております。

重点取組み2 障害者の地域生活の支援について（17件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	障害の種別に関わらず、グループホームを含め個々のニーズに応じた住まい方が選択できるようにしてほしい。	障害種別や障害の程度に関わらず、個々のニーズに沿ったグループホームの整備を進めると共に、アパート等での1人暮らしを希望される方への支援については、居宅介護サービス等既存の居住支援サービスの充実とともに、新たに導入される「自立生活援助」の動向を注視しながら対応してまいります。
2	知的障害者の親が高齢化して、自宅で支援できなくなったときのため、グループホーム整備を早急に進めて欲しい。（6件）	例年通り年2回の運営事業者の公募を実施するとともに、今年度から区の施設整備費補助を利用しない案件について、年間を通じて受付を行うこととする等、新たな整備誘導に取り組んでいるところです。また、都営団地の建替えに伴い発生する余剰地活用にも要望を出しております。今後は、ハウスメーカー等不動産事業者とも連携し、更なる整備に取り組んでまいります。
3	グループホームの整備促進に向けて、事業者支援（規制緩和や用地取得の際の住民対応等）をしてほしい。	グループホームの整備にあっては、住宅課等と連携しながら、空き家や空き室の活用なども検討を進めています。また、設置にあたっては地域の理解が欠かせないため、まちづくりセンターや町会等とも連携し、事業者を支援しながら整備を進めているところです。
4	グループホームの近くに作業所を設置してほしい。	作業所等の整備には、一定程度の広さの土地・建物の確保が不可欠であるため、グループホームの近くという前提の整備は困難です。一定程度の広さの確保が見込める公有地等が確保できた場合には、グループホーム等を付加した多機能型施設の整備も進めてまいります。

5	通過型グループホームにおいて、交流室家賃補助の入居者区民率規定を廃止してほしい。	本規定は、限られた財源を有効に利用しつつ、区内グループホームの利用区民を増やすことを目的としています。区外のグループホームに入居されている方も多数おり、その数は年々増加しています。就労先、通院先等個々の事情もあろうかとは思いますが、住み慣れた区内のグループホームの利用促進に繋げてまいりたいと考えております。
6	障害者の居場所の質・量を充実させてほしい。	障害者の居場所の質・量の確保に今後も取り組んでまいります。
7	障害者入所施設と高齢者施設を合築するなど、高齢者、障害者が共に住めるまちづくりをしてほしい。	平成31年度(2019年度)に開設する梅ヶ丘拠点施設の民間棟は、障害者入所施設と高齢者施設等の複合施設です。今後の障害者施設の整備にあたっては、限られた地域資源の有効活用の観点からも、高齢者施設等との複合化も含めて検討してまいります。
8	障害者の日中活動の場を、商店街や駅のそばなど、利便性の高い場所につくってほしい。	通所施設を整備するには、一定程度の広さの土地・建物の確保が不可欠ですが、商店街や駅に近い場所においては、確保が困難な状況です。
9	世田谷地域に緊急一時保護や体験一時入所施設を整備してほしい。	区内では、障害者休養ホームひまわり荘にて緊急一時保護を実施しております。また、自身体験を行う施設として、身体障害者自身体験ホーム「なかまっち」と知的障害者生活寮「松原けやき寮」を設置しております。
10	区内に18歳以上で医療的ケアがあっても利用できるショートステイ施設を作してほしい。	平成27年4月に開設した「イタル成城」の短期入所、平成28年5月に開始した「グループホームえにし」の短期入所、平成31年4月に開設予定の梅ヶ丘拠点障害者施設の短期入所においては、一定の条件はあるものの医療的ケアに対応することとしています。
11	小規模な障害者福祉施設も、区のバリアフリー建築条例を満たした場所での運営が可能になるように、これから建設、設計される賃貸物件全般について、規模に関わらず条例の主旨をふまえての設計、整備を義務付けるなどしてほしい。	区はユニバーサルデザイン推進条例に基づき、建築物について届出を受け、利用しやすい生活環境の整備を進めており、届出対象は所有形態でなく、用途及び規模によって定めております。届出対象の規模は東京都の同様の条例よりも幅広く小規模なものも対象としております。しかしながら、既存の建築物を転用する場合、届出の基準に合わない物件がでてくることは認識しております。既存建築物の用途変更の場合には個別に担当課あてご相談ください。
12	「地域生活支援拠点」の面的整備の在り方を検討する委員会を設置して、実現化の取組みを加速してほしい。	梅ヶ丘拠点障害者施設の開設を機に、地域生活支援拠点としての面的整備の取組みを加速させてまいりたいと考えております。

重点取組み3 障害者就労の促進について（7件）

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	障害者の就労支援施設を増やしてほしい。	就労支援施設につきましては、現状において、定員割れをしている施設も見受けられます。一方で、就労支援に特化した就労支援センターを整備して欲しいとの要望もいただいています。今後、新たに導入される「就労定着支援」の動向等を注視しながら、求められる施設について検討してまいります。
2	作業所から一般就労への移行を支援してほしい。	作業所から一般企業等への就労を促進するため、職員の支援力向上に向けた研修や、利用者の就労意欲の向上にむけたプログラムの充実に努めてまいります。
3	区内に就労継続支援 A 型が増えるよう、区が支援してほしい。	都内では障害者を雇用する一般企業が増加しており、毎年区内在住の多くの方が就労されています。一方、就労継続支援 A 型事業につきましては、経営内容に改善すべき課題のある事業所も見受けられることから、ニーズを見極めた上で検討してまいりたいと考えております。
4	就労継続支援 B 型の工賃が安い。もっと収入を得たい。	就労継続支援 B 型事業所の工賃向上は重要な課題であると認識しております。今後も引き続き受注拡大、工賃向上に取り組んでまいります。
5	障害福祉サービスや相談支援事業の提供体制を確立し、各事業を円滑に進めてほしい。	計画策定にあたって設定した成果目標の達成や、各サービスの見込量の充足に向けて、取組みを進めてまいります。 また、障害者総合支援法に基づく事業の円滑な実施に向け、事業者への支援や助言等を継続してまいります。
6	職業リハビリテーションを実施する機関を設置してほしい。	職業リハビリテーションサービスを先駆的に実施する国立職業リハビリテーションセンターは、国（厚生労働省）により昭和 54 年に埼玉県所沢市に設置されております。利用のご希望については直接センターに、就労についての相談は、居住地を管轄するハローワークや障害者就労支援センター等で対応していますので、ご連絡ください。
7	障害者と、技能を教えるボランティア、在宅の仕事を出す企業、これらのマッチングを世田谷区がすることはできないか。また、区内に限らず近隣の市に所在する企業とも協力できないか。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

(4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて(5件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	重度障害者(知的、発達)の支援にも対応できる専門性のある支援人材を増やしてほしい。	区は区民、事業者、職員等を対象に福祉に関するさまざまな研修等に取り組んでおります。いただいたご意見は、今後の研修内容の検討にあたり参考とさせていただきます。
2	障害者が退院した後のサービスを、早期に短時間で受けられるようにしてほしい。	障害サービスの退院後の利用については、具体的なサービスにより、申請、決定の基準が異なりますが、総合支援法のサービス等、退院後の利用を想定して入院中に計画を作成することが可能な場合もありますので、まずは各総合支所の保健福祉課や相談支援事業者等にご相談ください。
3	障害福祉の事業所へ助成を行うなどして、従事者の給与を改善し、障害者サービスがもっと使いやすくなるようにしてほしい。	区は、在宅障害者を支える介護人材を広く確保するため、福祉人材育成・研修センターなどで重度訪問介護や知的障害者移動支援、同行援護の従業者養成研修を実施しております。これらの研修は事業者が介護職員処遇改善加算を得られるための条件の一部になっており、事業者への支援にもつながっていると考えております。今後も事業者等への支援を通して介護の現場で働く方々の待遇向上につながるよう努めてまいります。
4	「自立生活支援」の対象者について、精神障害・知的障害に限定されないように文章の記述に注意してほしい。	「自立生活援助」は、平成30年(2020年)4月から新設されるサービスです。いただいたご意見を踏まえ、対象者の要件などについて、国の動向を注視してまいります。
5	「就労定着支援」開始後の職場定着率について、1年後だけでなく、2年後、3年後の定着率も重要であるので把握してほしい。また、就労移行支援についても、目標数の達成だけでなく、支援の質を重視してほしい。	「就労定着支援開始後1年の職場定着率」の目標値は国から示されている数値です。区といたしましては、ご指摘いただいたとおり、2年後、3年後の就労定着率も把握してまいりたいと考えております。また、就労移行支援にあたっては、人数の目標達成だけでなく、適性や時期の見極め、仕事のマッチングなど支援の質の向上にも努めてまいります。

(5) 児童福祉法に基づく障害児サービスについて(1件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	放課後等デイサービスの施設を東玉川地区に増やしてほしい。	新規事業者に関しましては、東玉川及び玉川地域への誘導も行っております。家賃の問題等からなかなか施設が開設しにくい状況にありますが、引き続き事業所を誘致してまいります。

(6) 地域生活支援事業について (2 件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	65 歳以降も移動支援を利用できるようにしてほしい。	移動支援事業につきましては、原則、介護保険の対象となる方は、該当になりませんが、障害固有の理由で外出時の支援が必要な場合は、対象となる場合があります。
2	移動支援について、高次脳機能障害に対応できる事業者が増えるようにしてほしい。若年性認知症についても、利用できるようにしてほしい。	高次脳機能障害者の移動支援事業の単価は、他の障害よりも高く設定されております。また、若年性認知症患者の方も、必要と認められる場合は、移動支援の利用対象となっております。

(7) その他 (5 件)

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	障害者福祉の仕事に従事している者のほうが、支援する障害者よりも経済的に厳しい状況がある。働く貧困層への支援も考えてほしい。	区は、在宅障害者を支える介護人材を広く確保するため、福祉人材育成・研修センターなどで重度訪問介護や知的障害者移動支援、同行援護の従業者養成研修を実施しています。これらの研修は、事業者が介護職員処遇改善加算を得られるための条件の一部になっており、事業者支援にもつながっていると考えています。今後も介護の現場で働く方々の待遇向上につながるよう、事業者等への支援を行ってまいります。また、国や都に対しても、人材確保の支援策の充実を強く要望してまいります。
2	パーキンソン病患者のためのリハビリ施設や宿泊施設を計画してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	始業時間の標準化など、働きながら子育てをする家庭への支援を通じ、両親が就労していても、障害児を育てられる環境づくりをしてほしい。	区立小・中学校の特別支援学級の始業時間については、通常の学級と同じです。都立特別支援学校については、いただいたご意見を伝えてまいります。
4	その他 (2 件)	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。